# 平成二十六年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令 （平成二十六年政令第八十三号）

平成二十六年度における児童手当法第二十一条第一項の拠出金率は、千分の一・五とする。

# 附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。